

令和4年度 第54回 社会保険労務士試験 解答・解説



※以下の解答はユーキャンの作成によるものです。試験センター発表のものではありません。

選択式 解答一覧

【問1】労働基準法及び労働安全衛生法

A	②	8月31日
B	⑨	他の不当な動機・目的をもって
C	⑦	甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせるものである
D	⑳	労働者の作業内容を変更したとき
E	⑥	快適な職場環境の実現

根拠条文/A：法20条1項、B・C：最判 昭61.7.14 東亜ペイント事件、D：法59条2項、E：法3条1項

【問2】労働者災害補償保険法

A	②	9
B	⑦	290
C	⑱	労働者
D	⑲	労働者を使用するものがあること
E	⑨	営業等の事業に係る業務

根拠条文/A：則14条3項、B：則14条5項、C～E：最判 平24.2.24 広島中央労基署長事件

【問3】雇用保険法

A	①	最後の完全な6賃金月
B	④	雇用保険被保険者離職票
C	④	2,061円
D	③	令和3年8月31日
E	③	4,000円を超えない

根拠条文/A：行政手引50601、B：行政手引50612等、C：法16条1項、18条3項等、D：法60条の2第1項・2項、E：則101条の2の9

【問4】労務管理その他の労働に関する一般常識

A	②	2.3
B	⑥	100人超
C	⑰	ジョブコーチ
D	⑪	継続が期待されていた
E	⑮	従前の労働契約が更新された

根拠条文/A：障雇令9条、B：障雇法附則4条1項、C：平30.3.30 厚労告178号、令和3年版厚生労働白書271頁参照、D・E：最判 昭61.12.4 日立メディコ事件

【問5】社会保険に関する一般常識

A	⑨	61.0
B	⑱	配偶者
C	④	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
D	⑰	身体上又は精神上的障害
E	②	6か月

根拠条文／A：令和元年度国民医療費の概況、B：確拠法41条1項・2項、C：児手法18条2項、D：介保法7条1項等、E：同則2条等

【問6】健康保険法

A	⑮	88,000円以上
B	⑪	200以上
C	⑩	180日
D	③	10
E	⑰	厚生労働大臣

根拠条文／A：法3条1項9号、B・C：平18.9.12厚労告495号、D・E：則2条1項

【問7】厚生年金保険法

A	⑤	開始した日の属する月
B	⑯	終了する日の翌日が属する月の前月
C	⑱	W
D	⑨	月額2万円
E	④	65歳に達する日の前日

根拠条文／A・B：法81条の2の2第1項、C：法59条1項、66条2項、国年法37条の2第1項、平23年発0323第1号、D：法附則11条1項、改定率の改定等に関する政令5条、E：法47条の2第1項

【問8】国民年金法

A	⑪	その障害の状態に該当しない間
B	④	4分の3
C	⑮	福祉を増進する
D	⑰	理解を増進させ、及びその信頼を向上させる
E	⑳	分かりやすい形で通知

根拠条文／A：法36条2項、B：法50条、C：法128条2項、D・E：法14条の5

択一式 解答一覧

■労働基準法及び労働安全衛生法

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	E	E	B	C	A	A	D	C	A	B

■雇用保険法（徴収法を含む。）

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	B	D	C	C	E	E	A	A	C	B

■健康保険法

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	D	A	C	E	D	E	B	E	B	E

■国民年金法

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	B	D	D	E	C	E	A	E	D	B

■労働者災害補償保険法（徴収法を含む。）

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	C	E	D	E	B	D	D	E	A	B

■労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	E	C	D	A	C	E	B	B	C	D

■厚生年金保険法

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	B	E	E	D	D	D	B	E	B	E



■ 労働基準法及び労働安全衛生法 ■

【問1】 解答 E

- A × 法9条、コンメンタール113頁参照。労働基準法の労働者には、現実に「使用され」「賃金を支払われる」関係に立つ者が該当する。したがって、失業者は、労働基準法の労働者に該当しない。
- B × コンメンタール124頁参照。形式上は請負契約の形式を採っていても、その実体において使用従属関係が認められる場合は、労働基準法の労働者に該当する。
- C × 法9条、116条2項。設問のような取扱いはない。親族以外の者は、一時的に使用されている場合であっても、労働基準法の労働者に該当する。
- D × 昭23.1.9基発14号。株式会社の代表取締役は、事業主体との関係において使用従属関係に立たない者であり、労働基準法の労働者に該当しない。
- E ○ コンメンタール146頁参照。設問のとおり。

【問2】 解答 E

- A × 昭47.9.18基発602号、コンメンタール411頁参照。労働安全衛生法の定めによる一般健康診断（定期健康診断、特定業務従事者の健康診断等）は、業務遂行との関連で行われるものではないので、その実施に要する時間は必ずしも労働時間として取り扱う必要はない。なお、同法の定めによる特殊健康診断は、事業の遂行にからんで当然実施されなければならない性格のものであるため、その実施に要する時間は労働時間として取り扱わなければならない。
- B × 昭33.10.11基収6286号。設問のトラック業者の運転手に係る「現実に貨物の積込を行う以外の全く労働の提供がない時間」は、労働時間と解されている（手待時間に該当する。）。
- C × 昭26.1.20基収2875号、昭47.9.18基発602号。使用者が自由意思によって行う教育であって、就業規則上の制裁等の不利益取扱いによる出席の強制がなく自由参加とされているものについては、所定労働時間内に行うことが原則とはされておらず、労働者が所定労働時間外に使用者の実施する当該教育に参加する場合は、時間外労働にはならない（当該時間は、時間外労働時間として取り扱う必要はない。）。
- D × 昭23.10.23基収3141号。設問の任意に出勤して従事した消火作業の時間は、労働時間と解される。
- E ○ 最判平14.2.28大星ビル管理事件。設問のとおり。

【問3】 解答 B

- A ○ 昭23.6.16基収1933号。設問のとおり。
- B × 法36条5項・6項、コンメンタール502頁参照。特別条項がある場合であっても、
①時間外労働と休日労働の合計は月100時間未満、②時間外労働と休日労働の合計

について、2ヵ月、3ヵ月、4ヵ月、5ヵ月、6ヵ月のそれぞれの平均がすべて1ヵ月あたり80時間以内としなければならない。設問では、1月(90時間)、2月(70時間)及び3月(85時間)の3ヵ月の時間外労働の平均が1ヵ月あたり「81.666…時間」となっており、80時間を超えているため、労働基準法違反となり認められない。

- C ○ 昭 29.12.1 基収 6143 号。設問のとおり。
- D ○ コンメンタール 505 頁参照。設問のとおり。
- E ○ 昭 24.2.9 基収 4234 号。設問のとおり。

【問4】 解答 C

- A ○ コンメンタール 70 頁参照。設問のとおり。
- B ○ 昭 22.9.13 発基 17 号。設問のとおり。
- C × 昭 23.12.25 基収 4281 号。就業規則に法 4 条違反の規定がある場合であっても、現実には賃金の男女差別待遇の事実がなければ、その規定が無効となるにとどまり、法 4 条違反とはならない。
- D ○ コンメンタール 94 頁参照。設問のとおり。
- E ○ 昭 62.3.26 基発 169 号。設問のとおり。

【問5】 解答 A

- A ○ 平 15.10.22 基発 1022001 号。設問のとおり。
- B × コンメンタール 246 頁参照。「契約解除の日から 14 日以内」であるか否かの計算は、民法の期間計算の原則により「翌日」から数える(起算する。)。したがって、9月1日に労働契約を解除した場合は、翌日の9月2日から数えて14日、すなわち「9月15日」までをいう。
- C × コンメンタール 253 頁参照。違約金又はあらかじめ定めた損害賠償額を現実に徴収したときに違反が成立するのではなく、そのような契約を締結したときに違反が成立する。
- D × コンメンタール 255 頁参照。法 17 条は、前借金そのものは禁止せず、単に賃金と前借金を相殺することを禁止するにとどめたものである。
- E × 法 22 条 3 項、コンメンタール 344~345 頁参照。証明書には、労働者の請求した事項のみを記入すべきであって、労働者の請求しない事項は、たとえ法定記載事項であっても記入することが禁じられている。

【問6】 解答 A

- ア ○ 則 2 条 1 項・2 項。設問のとおり。
- イ ○ コンメンタール 368 頁参照。設問のとおり。
- ウ ○ コンメンタール 373 頁参照。設問のとおり。
- エ × 最判 昭 43.3.12 小倉電話局事件。最高裁判所の判例では、設問後半の退職手当法による退職手当の給付を受ける権利については、労働者が賃金の支払いを受ける前に賃金債権を他に譲渡した場合においても、その支払いについてはなお労働基準法 24

条が適用され、使用者は直接労働者に対し、賃金を支払わなければならない、したがって、その賃金債権の譲受人は自ら使用者に対してその支払いを求めることは許されないものと解するのが相当であるとされた。

オ ○ コンメンタール 389～390 頁参照。設問のとおり。

以上から、誤っているものは一つであるため、正解は A である。

【問7】 解答 D

- A × 則 25 条の 2 第 1 項。設問の事業（特例対象事業）については、1 週間について「44 時間」、1 日について「8 時間」まで労働させることができる。
- B × コンメンタール 433 頁参照。1 カ月単位の変形労働時間制の労使協定について、届出は効力発生要件とはされていない。労使協定が締結されていれば、有効に 1 カ月単位の変形労働時間制を採用しているものと認められる。なお、届出を怠った場合には、届出義務違反としての罰則の適用がある。
- C × 最判 平 29.7.7 医療法人社団康心会事件。最高裁判所の判例では、割増賃金をあらかじめ基本給等を含める方法で支払う場合においては、労働契約における基本給等の定めにつき、通常の労働時間の賃金に当たる部分と割増賃金に当たる部分とを判別することができるが必要であり、割増賃金に当たる部分の金額が労働基準法 37 条等に定められた方法により算定した割増賃金の額を下回るときは、使用者がその差額を労働者に支払う義務を負うというべきであるとされた。そして、上告人の年俸のうち時間外労働等に対する割増賃金に当たる部分が明らかにされていなかった本件合意によっては、通常の労働時間の賃金に当たる部分と割増賃金に当たる部分とを判別することはできず、当該年俸の支払いにより、時間外労働等に対する割増賃金が支払われたということとはできないとされた。
- D ○ 則 19 条の 2 第 1 項 3 号、平 21.5.29 基発 0529001 号。設問のとおり。
- E × 最判 昭 48.3.2 白石営林署事件。最高裁判所の判例では、年次有給休暇の権利は「労基法 39 条 1、2 項の要件が充足されることによって法律上当然に労働者に生ずる権利であって、労働者の請求をまって始めて生ずるものではなく」、「年次〔有給〕休暇の成立要件として、労働者による『休暇の請求』や、これに対する使用者の『承認』の観念を容れる余地はない」とされた。

【問8】 解答 C

- A ○ 法 15 条 1 項、令 7 条 2 項。設問のとおり。設問の建設業の事業における作業場所の労働者数は、合計で常時 53 人（＝5 人＋10 人＋10 人＋14 人＋14 人）となっている。したがって、関係請負人の労働者を含めて常時 50 人以上の労働者が作業を行っている作業場所であるため、甲社は、統括安全衛生責任者を選任しなければならない。
- B ○ 法 15 条の 2 第 1 項。設問のとおり。統括安全衛生責任者を選任すべき作業場所のうち、建設業に属するものであるため、甲社は、元方安全衛生管理者を選任しなければならない。

- C × 法 15 条の 3 第 1 項、則 18 条の 6 第 1 項。統括安全衛生責任者を選任しなければならない作業場所に関して、甲社は、店社安全衛生管理者を選任する必要はない。
- D ○ 法 30 条 1 項 1 号、則 635 条 1 項 1 号。設問のとおり。
- E ○ 法 29 条 1 項。設問のとおり。

【問9】 解答 A

- A ○ 法 14 条、令 6 条 18 号、則 16 条 1 項、則別表第 1、昭 48.3.19 基発 145 号。設問のとおり。
- B × 特定化学物質障害予防規則 28 条。局所排気装置、除じん装置等の装置を点検することも職務に含まれている。
- C × 法 14 条、令 6 条 18 号、則 16 条 1 項、則別表第 1。設問のような取扱いはない。作業主任者は、元方事業者ではなく、単に「事業者」が選任しなければならないと規定されている。したがって、関係請負人の労働者が作業主任者を選任すべき作業に従事する場合には、当該労働者に係る事業者である「関係請負人」が作業主任者を選任しなければならない。
- D × 則 18 条。関係労働者に「周知させなければならない」とされている。努力義務ではなく、義務である。
- E × 法 14 条。作業主任者は、「都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者」のうちから、選任しなければならない。

【問10】 解答 B

- A × 法 18 条 1 項、令 9 条。衛生委員会については、企業全体ではなく、事業場単位で規模の要件を判断することとされており、「常時 50 人以上の労働者を使用する事業場ごと」に設置しなければならない。
- B ○ 法 17 条 1 項、令 8 条。設問のとおり。
- C × 法 19 条 1 項。企業規模が 300 人以下の場合に限られていない。このほかの部分、正しい記述である。
- D × 法 17 条 2 項～5 項、18 条 2 項～4 項。安全委員会及び衛生委員会の委員について、設問のような取扱いはない。
- E × 法 19 条 2 項。安全衛生委員会を構成する委員には、必ず産業医を加えなければならない。努力義務ではない。



■ 労働者災害補償保険法（労働保険徴収法を含む。） ■

【問1】 解答 C

- A × 令 3.9.14 基発 0914 第 1 号。設問の場合にも、業務と発症との関連性が「強い」と評価されることがある。設問の時間外労働の水準には至らないが、これに近い時間外労働が認められる場合には、そのような時間外労働に加えて一定の労働時間以外の負荷（勤務時間の不規則性など）が認められるときには、業務と発症との関連性が「強い」と評価できるとされている。
- B × 令 3.9.14 基発 0914 第 1 号。心理的負荷を伴う業務については、脳・心臓疾患の業務起因性の判断に際しても、負荷の程度を評価する視点により検討、評価がなされる。
- C ○ 令 3.9.14 基発 0914 第 1 号。設問のとおり。
- D × 令 3.9.14 基発 0914 第 1 号。発症直前から「1 週間前」ではなく、「前日」までの間が評価期間とされている。
- E × 令 3.9.14 基発 0914 第 1 号。2 以上の事業の業務による「短期間の過重業務」についても、業務の過重性の検討、評価に当たっては、異なる事業における労働時間の通算がなされる。

【問2】 解答 E

- A ○ 則 33 条 1 項 5 号。設問のとおり。
- B ○ 則 33 条 1 項 4 号。設問のとおり。
- C ○ 則 33 条 2 項 1 号・2 号。設問のとおり。対象者 1 人につき、中学校に在学する者である場合は月額 1 万 8,000 円、小学校に在学する者である場合は月額 1 万 4,000 円となっている。
- D ○ 則 33 条 2 項 1 号。設問のとおり。
- E × 則 33 条 2 項 4 号。労災就学援護費は、設問の子が、通信による教育を行う過程に在学する者か否かによって、額に差はある。対象者 1 人につき、大学に在学する者である場合は月額 3 万 9,000 円（通信による教育を行う過程に在学する者である場合は月額 3 万円）となっている。

【問3】 解答 D

- A × 法 33 条 1 号、則 46 条の 16。常時「100 人」ではなく、「50 人」以下である。
- B × 法 33 条 1 号、則 46 条の 16。常時「100 人」ではなく、「50 人」以下である。
- C × 法 33 条 1 号、則 46 条の 16。常時「100 人」ではなく、「50 人」以下である。
- D ○ 法 33 条 1 号、則 46 条の 16。設問のとおり。
- E × 法 33 条 1 号、則 46 条の 16。常時「100 人」ではなく、「50 人」以下である。

【問4】 解答 E

- ア ○ 昭 50.12.25 基収 1724 号。設問のとおり。
- イ ○ 昭 28.11.14 基収 5088 号。設問のとおり。

- ウ ○ 昭 27.10.13 基災収 3552 号。設問のとおり。
- エ ○ 昭 30.5.12 基発 298 号。設問のとおり。
- オ ○ 昭 41.6.8 基災収 38 号。設問のとおり。

以上から、正しいものは五つであるため、正解は E である。

【問5】 解答 B

- A ○ 昭 52.12.23 基収 1027 号。設問のとおり。
- B × 昭 49.4.9 基収 314 号。設問の負傷は、通勤災害に当たる。アパートについては、自室のドア（外戸）が住居と通勤経路との境界であるので、ドアから出て 1 階に降りようとした時にした負傷は、通勤経路上の災害として通勤災害に当たる。
- C ○ 昭 49.7.15 基収 2110 号、コンメンタール 205 頁参照。一戸建て住宅では門（一般人が自由に通行できる場所か否かで判断される。）が住居と通勤経路との境界と考えられている。したがって、自宅の門をくぐった後の自宅敷地内の負傷は、通勤災害には当たらない。
- D ○ 昭 48.11.22 基発 644 号。設問のとおり。
- E ○ 昭 52.12.23 基収 981 号。設問のとおり。

【問6】 解答 D

- A × 昭 34.7.15 基収 2980 号。「通勤災害」ではなく「業務災害」と認められる。出張中は、特別の事情がない限り、出張過程全般について事業主の支配下にあるといえるため、業務遂行性が認められる。また、出張過程全般が業務行為とみられるため、住居と出張先の往復も業務行為として取り扱われ、積極的な私用・私的行為・恣意的行為等にわたるものを除き、業務起因性も認められる。したがって、設問の死亡は、業務災害と認められる。
- B × 昭 24.12.15 基収 3001 号。「通勤災害」ではなく「業務災害」と認められる。設問の労働者が、就業の場所から自転車で欠勤者宅（社員寮）に向かう行為は、上司の命を受けて行った行為であり、私的行為ではなく、業務遂行性が認められる。したがって、設問の死亡は、業務起因性が認められ、業務災害と認められる。
- C × 法 7 条 3 項、則 8 条 5 号。ふだんの通勤経路に復した後も、通勤に該当しない。労働者が、通勤の対象となる移動の経路を逸脱した場合は、当該逸脱の間及びその後の移動は通勤としない。なお、設問では、義父の介護を行ったのは妻であり、男性労働者が行った「要介護状態にある義父を見舞う」行為は、日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものには該当しない。
- D ○ 昭 48.11.22 基発 644 号。設問のとおり。
- E × 昭 48.11.22 基発 644 号。合理的な経路と認められる。他に子供を監護する者がいない共稼ぎ労働者が、子供を親戚等にあずけるためにとる経路は、就業のためにとらざるを得ない経路であるので、合理的な経路と認められる。

【問7】 解答 D

ア～エ 厚生労働省労働基準局編著「労災保険業務上外認定の理論と実際」、厚生労働省「第1回労災医療専門家会議・説明資料」、神戸地判昭51.1.16。傷病の治ゆ（症状固定）後において、再び発症し、次の(1)～(3)の要件を満たす場合には、再発として（治ゆ前の）保険給付を受けることができる。

- (1) その症状の悪化が当初の業務上又は通勤による傷病と相当因果関係があると認められること（記述ア）
- (2) 治ゆ（症状固定）時の状態からみて明らかに症状が悪化していること（記述ウ）
- (3) 療養を行えば、その症状の改善が期待できると医学的に認められること（記述エ）

以上から、正しいものの組合せは、D（アとウとエ）である

【問8】 解答 E

- A ○ 法12条3項、石綿健康被害救済法35条、38条。設問のとおり。
- B ○ 法19条4項・6項、則1条3項、36条1項。設問のとおり。
- C ○ 則34条、様式第7号。設問のとおり。
- D ○ 法21条1項・2項、昭62.3.26労徴発19号。「法令の改正を知らなかったこと（法令の不知）」は、確定保険料の認定決定に係る追徴金の徴収が免除される「天災その他やむを得ない理由」に該当しないため、追徴金が徴収される。
- E × 則38条1項・2項。労働保険料の納付を口座振替により行っている場合は、設問の申告書を提出するときに、年金事務所を経由することはできない。

【問9】 解答 A

- A ○ 昭42.4.4基災発9号、コンメンタール285頁参照。設問のとおり。
- B × 法12条3項3号、則17条3項。当該保険年度の確定保険料の額が40万円未満のときは、メリット制の適用対象とならない。一括有期事業がメリット制の対象となるためには、連続する3保険年度中の各保険年度において、確定保険料の額が40万円以上でなければならない。
- C × 法20条1項、則35条1項2号。設問の立木の伐採の事業がメリット制の適用対象となるのは、素材の「生産量」が1,000立方メートル以上のときである。「見込生産量」ではない。
- D × 法20条3項、則37条1項。「還付の請求があった場合」は、未納の労働保険料等があるときであっても、設問の差額をこれに充当することはできない。設問の差額を未納の労働保険料等に充当するものとされているのは、「還付の請求がない場合」である。
- E × 法20条2項。第二種特別加入保険料に係る確定保険料の額については、準用するものとされていない。

【問10】 解答 B

- A ○ 昭34.1.26基発48号。設問のとおり。

- B × 法 11 条 3 項、則 12 条 3 号、15 条。造林の事業であつて、賃金総額を正確に算定することが困難なものについては、厚生労働大臣が定める平均賃金に相当する額に、それぞれの労働者の使用期間の総日数を乗じて得た額の合算額を賃金総額とする。設問の額を賃金総額とするのは、「立木の伐採の事業」である。
- C ○ 法 11 条 3 項、則 12 条 1 号、13 条 1 項、平 27 基発 0326 第 6 号。設問のとおり。
- D ○ 法 11 条 2 項、コンメンタール 123 頁参照。設問のとおり。
- E ○ 法 11 条 2 項、昭 24.6.14 基災収 3850 号。設問のとおり。



■ 雇用保険法（労働保険徴収法を含む。） ■

【問1】 解答 B

- A ○ 法 37 条の 6 第 2 項。設問のとおり。
- B × 行政手引「マルチジョブホルダー業務取扱要領（高年齢求職者給付関係）」第 9。設問の場合には、設問の離職理由による給付制限は行われない。特例高年齢被保険者が同日付で 2 の事業所を離職した場合で、その離職理由が異なっているときは、給付制限の取扱いが離職者にとって不利益とならない方の離職理由に一本化して給付することとされている（設問の場合は、「倒産による離職」として給付制限は行われない。）。
- C ○ 法 37 条の 5 第 2 項。設問のとおり。
- D ○ 法 37 条の 6 第 2 項。設問のとおり。
- E ○ 法 37 条の 5 第 1 項 1 号、行政手引 1070。設問のとおり。

【問2】 解答 D

- A × 行政手引 20002。法人格がない社団も、適用事業の事業主となる。
- B × 法 7 条。請負事業の一括が行われた場合であっても、被保険者に関する届出の事務は、元請負人が一括して事業主として処理するのではなく、労働者を雇用する「下請負人」が事業主として処理しなければならない。
- C × 行政手引 20106。設問の場合には、「当該事業主の行う事業全体」ではなく、「適用事業に該当する部門のみ」が適用事業となる。
- D ○ 行政手引 20051。設問のとおり。
- E × 行政手引 20002。事業とは、経営上一体をなす本店、支店、工場等を総合した企業そのものを指すのではなく、個々の本店、支店、工場、鉱山、事務所のように、1 つの経営組織として独立性をもった経営体をいう。

【問3】 解答 C

- A ○ 則 13 条 1 項、行政手引 21752。設問のとおり。
- B ○ 則 6 条 2 項。設問のとおり。
- C × 則 7 条 1 項。設問の資格喪失届は、「当該事実のあった日の属する月の翌月 10 日まで」ではなく、「当該事実のあった日の翌日から起算して 10 日以内」に、提出しなければならない。
- D ○ 則 6 条 9 項。設問のとおり。
- E ○ 則 7 条 3 項。設問のとおり。

【問4】 解答 C

- A～E 法 22 条 3 項、23 条 1 項 3 号ニ・2 項 1 号、61 条の 7 第 8 項。設問の者は、事業所が破産手続を開始したことに伴い離職しているため、特定受給資格者に該当する。また、設問の者は、同一の事業主の適用事業に 6 年 1 カ月（73 カ月）、被保険者として雇用されているが、その間、算定基礎期間から除くこととされている育児休業

給付金の支給に係る休業を 23 ヶ月間(=11 ヶ月間+12 ヶ月間)取得しているため、この者の算定基礎期間は、4 年 2 ヶ月(50 ヶ月)となる。したがって、設問の者は、離職の日において 35 歳以上 45 歳未満である特定受給資格者であって、算定基礎期間が 1 年以上 5 年未満のものに該当するため、この者の所定給付日数は「150 日」である。

以上から、正しいものは C である。

【問5】 解答 E

- A × 法 61 条 1 項、行政手引 59011。60 歳に達した日の属する月からは、高年齢雇用継続基本給付金は支給されない。高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けるためには、算定基礎期間に相当する期間が通算して 5 年以上であることが必要である。設問の者は、57 歳から 59 歳まで連続して 20 ヶ月間(1 年超)、被保険者でなかったことから、これ以前の被保険者であった期間を算定基礎期間に相当する期間に通算することができず、60 歳に達した日において、算定基礎期間に相当する期間が 5 年に満たない。
- B × 法 61 条 2 項。受けることができない。暦月の初日から末日までの間に引き続いて介護休業給付の支給対象となる休業を取得した月は、支給対象月とならない。
- C × 法 61 条の 2 第 4 項。設問の場合には、その者の選択により、高年齢再就職給付金又は再就職手当のいずれか一方が支給される。その者の意思にかかわらず、高年齢再就職給付金が支給されるのではない。
- D × 行政手引 59311。所定の要件を満たす限り、新たに取得した被保険者資格に係る高年齢雇用継続基本給付金を受けることができる。
- E ○ 法 61 の 2 第 1 項 1 号、行政手引 59314。設問のとおり。基本手当の支給残日数が 100 日以上でなければ、高年齢再就職給付金は支給されない。

【問6】 解答 E

- ア × 法 61 条の 7 第 1 項、則 101 条の 26、行政手引 59503。「1 歳 9 か月」ではなく、「2 歳」である。
- イ × 行政手引 59503。設問の場合は、事業主がその休業の取得を引き続き認めていれば、その後の育児休業についても対象育児休業となる。
- ウ × 行政手引 59503。設問の場合であっても、産後 8 週間を経過するまでは、産後休業とみなされる(対象育児休業には含まれない。)
- エ ○ 則 101 条の 25 第 1 号、行政手引 59603。設問のとおり。子が 1 歳に達した日後の期間について、保育所等による保育の利用が実施されないときは、対象育児休業の期間が延長される。ただし、この場合の「保育所等」には、無認可保育施設は含まれないため、無認可保育施設を利用することができる場合であっても、他の要件を満たす限り、育児休業基本給付金を受給することはできる。
- オ ○ 法 61 条の 7 第 1 項、則 101 条の 29 第 2 号、行政手引 59533。設問のとおり。

以上から、正しいものの組合せは、E（エとオ）である。

【問7】 解答 A

- A × 法 78 条、83 条～85 条。罰則は設けられていない。
- B ○ 法 74 条 1 項。設問のとおり。
- C ○ 法 72 条 1 項。設問のとおり。
- D ○ 法 77 条の 2。設問のとおり。
- E ○ 則 143 条。設問のとおり。

【問8】 解答 A

- A ○ 整備省令 17 条 1 項、コンメンタール 219 頁参照。設問のとおり。
- B × 法 11 条 1 項・2 項、昭 35.11.2.基発 932 号、昭 61.6.30 発労徴 41 号、基発 383 号。
出向元の適用事業の「労働者」とされるとは限らない。在籍出向による出向労働者に係る保険関係が出向元事業と出向先事業とのいずれにあるかは、出向の目的及び出向元事業主と出向先事業主とが当該出向労働者の出向につき行った契約並びに出向先事業における出向労働者の労働の実態等に基づき、当該労働者の労働関係の所在を判断して決定することとされている。
- C × 法 11 条 2 項、行政手引 20352、コンメンタール 231 頁参照。適用事業 B において労働者 X に支払われる賃金は、B の労働保険料のうち労災保険料の算定における賃金総額に含める。なお、X は B との雇用関係においては雇用保険の被保険者とならないため、B において X に支払われる賃金は、B の雇用保険料の算定における賃金総額には含めない。
- D × 法 11 条 2 項、行政手引 20352。設問の労働者に支払われる賃金は、労働保険料の算定における賃金総額に含める。適用事業に雇用される労働者が海外の支店等に転勤した場合は、労働保険（雇用保険）の被保険者となるからである。
- E × 法 11 条 2 項、行政手引 20351。設問の者（在宅勤務者）は、原則として、労働保険（雇用保険）の被保険者となる。したがって、当該労働者に支払われる賃金は、労働保険料の算定における賃金総額に含める。

【問9】 解答 C

- A ○ 参考：法 16 条、19 条 6 項。設問のとおり。
- B ○ 法 16 条、法附則 5 条。設問のとおり。
- C × 法 16 条、参考：法 15 条 3 項。設問後半のような規定はない。増加概算保険料申告書の記載に誤りがあると認められるときであっても、認定決定は行われない。
- D ○ 参考：法 17 条、19 条 6 項。設問のとおり。
- E ○ 法 17 条、則 26 条、38 条 4 項、コンメンタール 382 頁参照。設問のとおり。

【問10】 解答 B

- A ○ 法附則 2 条 1 項・3 項、雇保法附則 2 条 1 項、コンメンタール 147 頁参照。雇用保険暫定任意適用事業所の事業主は、労働者の 2 分の 1 以上が希望するときは、雇用

保険の任意加入の申請をしなければならない。

- B × 法附則 2 条 4 項。申請書を改めて提出する必要はない。雇用保険の適用事業が雇用保険暫定任意適用事業に該当するに至ったときは、その翌日に、自動的に任意加入の認可があったものとみなされ、特に手続きは必要ない。
- C ○ 法 4 条の 2 第 2 項、則 5 条 1 項 5 号・ 2 項。設問のとおり。
- D ○ 法 10 条 1 項、コンメンタール 208 頁参照。設問のとおり。
- E ○ 法 27 条 3 項、コンメンタール 487 頁参照。設問のとおり。



■ 労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識 ■

【問1】 解答 E

- A ○ 総務省統計局「労働力調査（基本集計）2021年平均結果」参照。設問のとおり。
- B ○ 総務省統計局「労働力調査（基本集計）2021年平均結果」参照。設問のとおり。
- C ○ 総務省統計局「労働力調査（基本集計）2021年平均結果」参照。設問のとおり。
- D ○ 総務省統計局「労働力調査（基本集計）2021年平均結果」参照。設問のとおり。
- E × 総務省統計局「労働力調査（基本集計）2021年平均結果」参照。「一貫して減少傾向」にはない。役員を除く雇用者全体に占める「正規の職員・従業員」の割合は、2019年が61.8%、2020年が62.9%、2021年が63.3%となっており、「増加傾向」にある。

【問2】 解答 C

- A ○ 厚生労働省「令和3年就労条件総合調査」参照。設問のとおり。
- B ○ 厚生労働省「令和3年就労条件総合調査」参照。設問のとおり。
- C × 厚生労働省「令和3年就労条件総合調査」参照。完全週休2日制は、企業規模計では48.4%であり、6割を超えていない。
- D ○ 厚生労働省「令和3年就労条件総合調査」参照。設問のとおり。
- E ○ 厚生労働省「令和3年就労条件総合調査」参照。設問のとおり。

【問3】 解答 D

- A × 厚生労働省「令和2年転職者実態調査」参照。「自社のウェブサイト」は上位3つに含まれていない。上位3つは、「ハローワーク等の公的機関」、「求人サイト・求人情報専門誌、新聞、チラシ等」、「縁故（知人、友人等）」である。
- B × 厚生労働省「令和2年転職者実態調査」参照。「前職の賃金」は上位3つに含まれていない。上位3つは、「これまでの経験・能力・知識」、「年齢」、「免許・資格」である。
- C × 厚生労働省「令和2年転職者実態調査」参照。「採用後の処遇やキャリア形成の仕方」は上位3つに含まれていない。上位3つは、「必要な職種に応募してくる人が少ないこと」、「応募者の能力評価に関する客観的な基準がないこと」、「採用時の賃金水準や処遇の決め方」である。
- D ○ 厚生労働省「令和2年転職者実態調査」参照。設問のとおり。
- E × 厚生労働省「令和2年転職者実態調査」参照。「約半数」にとどまらず、「74.5%」となっている。

【問4】 解答 A

- A × 労組法18条1項。設問の場合には、当該労働協約の当事者の双方又は一方の申立てに基づき、労働委員会の決議により、「厚生労働大臣」又は都道府県知事は、当該地域において従業する他の同種の労働者及びその使用者も当該労働協約の適用を受けるべきことの決定を「することができる」。

- B ○ 育介法 25 条 1 項。設問のとおり。
- C ○ 平 27 厚労告 116 号。設問のとおり。
- D ○ 派遣法 30 条の 2。設問のとおり。
- E ○ 平 30 厚労告 430 号。設問のとおり。

【問5】 解答 C

- A ○ 社労士法 2 条の 2。設問のとおり。
- B ○ 社労士法 5 条 3 号。設問のとおり。
- C × コンメンタール 293 頁参照。戒告は、社会保険労務士の職責又は義務に違反する行為を行った者に対し、本人の将来を戒める旨を申し渡す処分である。戒告を受けた社会保険労務士は、その業務の実施あるいはその資格について制約を受けることにならない。
- D ○ コンメンタール 306 頁参照。設問のとおり。
- E ○ 社労士法 25 条の 16 の 2。設問のとおり。

【問6】 解答 E

- A × 確給法 16 条 1 項。「同意を得なければならない」ではなく、「認可を受けなければならない」である。
- B × 確給法 29 条 2 項。障害給付金の給付は、「行わなければならない」ではなく、「(規約で定めるところにより) 行うことができる」という任意給付である。
- C × 確給法 57 条、58 条 1 項。「6 年ごとに」ではなく、「5 年ごとに」である。
- D × 確給法 91 条の 5。「10 以上」ではなく、「20 以上」である。
- E ○ 確給法 100 条の 2 第 1 項。設問のとおり。

【問7】 解答 B

- A ○ 高確法 50 条。設問のとおり。
- B × 高確法 54 条 1 項・2 項。世帯主は、被保険者に代わって届出をすることができる。
- C ○ 高確法 86 条 2 項。設問のとおり。
- D ○ 高確法 114 条。設問のとおり。
- E ○ 高確法 128 条 1 項。設問のとおり。

【問8】 解答 B

- A × 国保法 17 条 1 項・2 項。設問には、2 箇所の誤りがある。「10 人以上」とある部分は、正しくは「15 人以上」であり、「100 人以上」とある部分は、正しくは「300 人以上」である。
- B ○ 高確法 137 条 1 項。設問のとおり。
- C × 介保法 9 条 2 号、11 条 2 項。医療保険加入者でなくなった日(当日)から、資格を喪失する。翌日から資格を喪失するのではない。
- D × 船保法 4 条 1 項、6 条 1 項・2 項。船員保険協議会の委員は、「12 人以内」であり、船舶所有者、被保険者及び「船員保険事業の円滑かつ適正な運営に必要な学識経験

を有する者」のうちから、厚生労働大臣が任命する。

- E × 国保法 83 条 1 項、84 条 3 項。設問後半の「2 分の 1 以上」とある部分が誤りであり、正しくは「3 分の 2 以上」である。

【問9】 解答 C

- A ○ 国保法 82 条の 3 第 1 項。設問のとおり。
B ○ 船保法 96 条。設問のとおり。
C × 介保法 18 条 3 号、53 条 1 項、62 条。市町村特別給付は、「行わなければならない」ではなく、「行うことができる」という任意給付である。
D ○ 高確法 108 条 2 項。設問のとおり。
E ○ 高確法 76 条 1 項。設問のとおり。

【問10】 解答 D

- A ○ 児手法 15 条。設問のとおり。
B ○ 国保法 56 条 1 項。設問のとおり。
C ○ 児手法 20 条 1 項。設問のとおり。
D × 船保法 69 条 1 項・4 項。設問の場合は、船員保険の傷病手当金の支給を受けることができる。疾病任意継続被保険者がその資格を取得した後に発した職務外の事由による傷病につき療養のため職務に服することができない場合は、その傷病の発生が当該疾病任意継続被保険者の資格取得日から起算して 1 年以内であるときに限り、傷病手当金が支給される。設問は、この要件を満たしている。
E ○ 介保法 8 条 11 項、13 条 1 項。設問のとおり。



■ 健康保険法 ■

【問1】 解答 D

- A × 法1条、平25.8.14事務連絡。労災保険法に規定する業務災害に係る請求が行われている場合であっても、健康保険の保険給付の申請はできる。
- B × 令7条2項・3項。「毎年度2回」ではなく、「毎年度1回」である。
- C × 則51条1項、令3.8.13事務連絡。被保険者証を事業主を経由せずに直接保険者に返納することはできない。
- D ○ 平18老老発0428001号・保医発0428001号。設問のとおり。
- E × 則26条の2。設問の届出は、「速やかに」行うものとされている。「当該育児休業等を終了した日から5日以内に」ではない。

【問2】 解答 A

- A × 法53条の2、則52条の2、平25.8.14事務連絡。被保険者の数が「5人以上」ではなく、「5人未満」である。
- B ○ 昭50.3.29保険発25号・庁保険発8号。設問のとおり。
- C ○ 法103条1項。設問のとおり。
- D ○ 法3条4項、157条1項。設問のとおり。
- E ○ 則47条3項。設問のとおり。

【問3】 解答 C

- ア ○ 法100条1項。設問のとおり。
- イ × 法97条、則80条。保険者が算定した額から「3割の患者自己負担分を差し引いた金額とする」のではない。移送費の額は、最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定した金額である。
- ウ ○ 法160条6項・8項。設問のとおり。
- エ × 法99条2項、則84条の2第7項、令3.12.27事務連絡。設問後半が誤りであり、「後の傷病に係る傷病手当金について再度額を算定」することはない。傷病手当金の額は、その「支給を始める日」を基準として算定する。設問では、「後の傷病に係る待期間の経過した日」が「支給を始める日」となる。
- オ ○ 法88条9項、則72条。設問のとおり。

以上から、誤っているものの組合せは、C（イとエ）である。

【問4】 解答 E

- A × 令3保保発0430第2号・保国発0430第1号。「前年分の年間収入」とする記述が誤りである。設問の場合には、被保険者の年間収入の多い方の被扶養者とするが、ここでいう「年間収入」は、過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだものである。
- B × 法3条7項3号、昭32.9.2保険発123号。設問の配偶者の養父母は、世帯を別にし

ている（同一世帯要件を満たさない）ため、被扶養者とならない。事実上の婚姻関係にある配偶者の養父母が被扶養者となるためには、同一世帯要件と生計維持要件の両方を満たさなければならない。

- C × 法 160 条 16 項。介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を「当該年度」における当該保険者が管掌する介護保険第 2 号被保険者である被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額の総額の「見込額」で除して得た率を基準として、保険者が定める。設問のように「前年度」における「合算額（実績額）」で除するのではない。
- D × 法 86 条 2 項・4 項。「12 万円」ではなく、「19 万円」である。設問の場合に被保険者が支払う額は、保険診療についての 9 万円（＝30 万円×3 割）と選定療養に要した 10 万円とを合算した 19 万円となる。
- E ○ 法 7 条の 37 第 1 項、207 条の 2。設問のとおり。

【問5】 解答 D

- A ○ 法 7 条の 14 第 2 項・3 項。設問のとおり。
- B ○ 法 12 条。設問のとおり。
- C ○ 法 21 条 4 項・5 項。設問のとおり。
- D × 法 104 条。設問の場合は、（資格喪失後の継続給付としての）出産手当金の支給を受けることができない。支給要件の 1 つである「被保険者の資格を喪失した際に出産手当金の支給を受けている、又は受けることができる状態にあること」を満たさないためである。なお、「特定退職被保険者」とあるのは、「特例退職被保険者」の誤植と思われる。
- E ○ 則 84 条 1 項 10 号。設問のとおり。

【問6】 解答 E

- A ○ 法 57 条。設問のとおり。なお、この選択肢の問題文は、法 57 条 1 項（損害賠償請求権の代位取得）と同条 2 項（保険給付の免責）を組み合わせているが、組み合わせ方が不完全なものとなっており、正しいとするには疑問が残る。しかしながら、選択肢 E の問題文が明らかに誤りであることから、設問全体の正解は E であると判断した。
- B ○ 法 135 条 3 項。設問のとおり。
- C ○ 法 150 条 2 項・3 項。設問のとおり。
- D ○ 昭 26.11.2 保文発 4602 号。設問のとおり。
- E × 法 117 条、昭 2.4.27 保理 1956 号。設問後半の場合は、給付制限は行われない（保険給付が行われる。）。給付制限事由である「闘争によって給付事由を生じさせた」とは、闘争と給付事由との間に因果関係があることを必要とし、闘争によりその際生じさせた事故をいう。設問後半の場合は、これに該当しない。

【問7】 解答 B

- A × 則 40 条 1 項。65 歳に達したことにより介護保険第 2 号被保険者に該当しなくなっ

たときは、設問の届出をする必要はない。

- B ○ 法 3 条 5 項、昭 36.1.26 保発 5 号。設問のとおり。
- C × 法 189 条 1 項、192 条。後半が誤りであり、当該処分取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する社会保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができない。
- D × 令 3.4.1 事務連絡。設問のように、ガソリン単価の変動が月ごとに生じる場合は、固定的賃金の変動に該当し、随時改定の対象となる。
- E × 法 116 条、平 22 保保発 0521 第 1 号。精神疾患に起因する自殺未遂による傷病は、「故意」に給付事由を生じさせたことに当たらず、保険給付の対象となる。

【問8】 解答 E

- A × 法 43 条 1 項、令 3.4.1 事務連絡。減給の制裁は、固定的賃金の変動には当たらないため、随時改定の対象とはならない。
- B × 令 3.4.1 事務連絡。設問の費用は、報酬には含まれないため、標準報酬月額の時決定の手続きにおいてこれらを含めず計算を行う。在宅ワーク・テレワークを導入し、労働契約上の労務の提供地が「自宅」とされており、業務として一時的に出勤し、その移動に係る実費を事業主が負担する場合、当該費用は、原則として実費弁償と認められ、報酬に含まれない。
- C × 令 3.4.1 事務連絡。設問の返還しなかった超過部分は、労働者に対する報酬に該当するため、時決定の手続きの際に報酬に含めて算定しなければならない。超過して支払った分も含めた仮払い分が、経費（実費弁償）となるのではない。
- D × 法 43 条 1 項、令 3.4.1 事務連絡。超過勤務手当は非固定的賃金であるが、その廃止は賃金体系の変更にあたるため、随時改定の要件を満たすときは、随時改定の手続きを行わなければならない。
- E ○ 法 43 条 1 項、令 3.4.1 事務連絡。変動的な手当の廃止と創設が同時に発生した場合は、手当額の増減と報酬額の増減の関連が明確に確認できないため、3カ月の平均報酬月額が増額した場合・減額した場合のどちらも随時改定の対象となる。

【問9】 解答 B

- A × 法 100 条 1 項、昭 26.3.19 保文発 721 号。死亡は絶対的な事故であること等から、自殺による死亡については、埋葬料は支給される。
- B ○ 平 11.3.31 保険発 46 号・庁保険発 9 号。設問のとおり。
- C × 法 104 条。設問の場合には、継続して同一の保険者から傷病手当金の給付を受けることができない。資格喪失後の傷病手当金の継続給付を受けるためには、「被保険者の資格を喪失した日の前日まで引き続き1年以上被保険者であったこと」という要件を満たさなければならないが、この「被保険者」から任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者は除かれる。したがって、設問の場合、引き続き被保険者であった期間は 10 カ月間（傷病手当金の受給開始までの 7 カ月間＋受給開始後の 3 カ月間）となり、上記の要件を満たさない。
- D × 昭 24.4.13 保険発 167 号、昭 25.2.8 保発 9 号、昭 25.11.7 保険発 225 号、昭 26.7.27

保険発 193 号、昭 27.4.28 保発 117 号。設問の治療用装具のうち、眼鏡、補聴器、胃下垂帯及び人工肛門受便器は、療養費の支給対象に該当しない。

- E × 平 6.9.9 保険発 119 号・庁保発 9 号。設問の場合の付添人の医学的管理に要する費用は、現に要した費用の額の範囲内で、「移送費とは別に、診療報酬に係る基準を勘案してこれを評価し、「療養費の支給を行うことができる」こととされている。「現に移送に要した費用とともに移送費として支給を行うことができる」のではない。

【問 10】 解答 E

- A ○ 法 37 条 1 項、165 条 1 項・2 項、令 48 条、49 条、則 139 条 1 項、昭 59.9.22 保険発 65・庁保発 17 号。設問のとおり。なお、設問後半の「前納に係る期間の各月の保険料の額の合計額から、〔～略～〕を控除した額」は、前納の際の保険料の額ではなく、控除額を意味するため、この選択肢を正しいとするには疑問が残る。しかしながら、選択肢 E が明らかに誤りであることから、作問者が意図する設問全体の正解は E であると判断した。
- B ○ 法 156 条 1 項 1 号、167 条 2 項、平 12.3.21 庁保発 12 号。設問のとおり。
- C ○ 法 156 条 1 項・3 項、167 条 1 項、昭 19.6.6 保発 363 号。設問のとおり。
- D ○ 法 159 条、平 18.8.18 事務連絡。設問のとおり。
- E × 法 125 条 1 項 6 号、169 条 2 項・3 項。設問の場合の保険料の納付は、初めに使用される事業所である「A 健康保険組合管掌健康保険の適用事業所から受ける賃金額」により標準賃金日額を決定し、初めにその者を使用する事業主である「A 健康保険組合管掌健康保険の適用事業所の事業主」のみが、日雇特例被保険者が提出する日雇特例被保険者手帳に健康保険印紙を貼り、これに消印して行われる。「各適用事業所から受ける賃金額」により標準賃金日額を決定し、「適用事業所ごとに」健康保険印紙を貼り、これに消印して行われるのではない。



■ 厚生年金保険法 ■

【問1】 解答 B

- ア × 法 38 条 1 項。老齢基礎年金と老齢厚生年金は、受給権者の年齢を問わず併給することができるため、どちらか一方の支給が停止されることはない。
- イ ○ 法 38 条 1 項、法附則 17 条。老齢基礎年金と障害厚生年金は、受給権者の年齢を問わず併給することができないため、どちらか一方の支給が停止される。
- ウ × 法 38 条 1 項、法附則 17 条。障害基礎年金と老齢厚生年金は、受給権者が 65 歳に達していれば併給することができるため、どちらか一方の支給が停止されることはない。
- エ × 法 38 条 1 項、法附則 17 条。障害基礎年金と遺族厚生年金は、受給権者が 65 歳に達していれば併給することができるため、どちらか一方の支給が停止されることはない。
- オ ○ 法 38 条 1 項、法附則 17 条。遺族基礎年金と障害厚生年金は、受給権者の年齢を問わず併給することができないため、どちらか一方の支給が停止される。

以上から、正しいものは二つであるため、正解は B である。

【問2】 解答 E

- A × 法附則 4 条の 3 第 7 項。保険料の納付義務は、「事業主」ではなく、「当該被保険者」が負う。
- B × 法附則 4 条の 3 第 8 項。「厚生労働大臣の認可」ではなく、「当該被保険者の同意」である。
- C × 法附則 4 条の 3 第 6 項。資格を喪失するのは、「納期限の属する月の末日」ではなく、「納期限の属する月の前月の末日」である。
- D × 令 6 条 1 項。厚生労働大臣の確認は要しない。
- E ○ 法附則 4 条の 3 第 5 項 3 号。設問のとおり。

【問3】 解答 E

- A ○ 昭 60 法附則 47 条 4 項。被保険者期間の計算に係る第 3 種被保険者の特例が適用され、被保険者期間は、「30 月×5 分の 6」により 36 月となる。
- B ○ 法 44 条 4 項 7 号。設問のとおり。
- C ○ 法 31 条 1 項。設問のとおり。
- D ○ 法 56 条 1 号。設問のとおり。
- E × 法 24 条 2 項。算定した額の「平均額」ではなく、「合算額」である。

【問4】 解答 D

保険料の繰上徴収の事由であるものを問う設問である。

- ア × 参考：法 85 条。保険料の繰上徴収の事由ではない。
- イ ○ 法 85 条 1 号ロ。保険料の繰上徴収の事由である。

- ウ × 参考：法 85 条。保険料の繰上徴収の事由ではない。
- エ × 参考：法 85 条。保険料の繰上徴収の事由ではない。
- オ ○ 法 85 条 3 号。保険料の繰上徴収の事由である。

以上から、正しいものの組合せは、D（イとオ）である。

【問5】 解答 D

- A ○ 法附則 7 条の 3 第 2 項。設問のとおり。
- B ○ 令 6 条の 3、令 3 令附則 6 条。減額率は、「1,000 分の 4 (0.4%) × 60」により、24%となる。
- C ○ 法 44 条の 3 第 3 項。設問のとおり。
- D × 令 3 条の 5 の 2 第 1 項。経過的加算として加算された部分も増額の対象となる。
- E ○ 令 2 法附則 1 条、8 条、令 3 令附則 4 条。設問のとおり。

【問6】 解答 D

- A × 法 50 条の 2 第 1 項。設問の子があっても、加給年金額は加算されない。障害厚生年金の加給年金額は、所定の要件に該当する配偶者についてのみ、加算される。
- B × 参考：昭 60 法附則 60 条 2 項。障害厚生年金の配偶者に係る加給年金額については、特別加算は行われない。
- C × 法 44 条 1 項。受給権を取得した以後に婚姻しても、配偶者に係る加給年金額は加算されない。
- D ○ 法 44 条 1 項、法附則 7 条の 3 第 6 項、9 条の 2 第 3 項、平 6 法附則 19 条 5 項等。設問のとおり。
- E × 法 44 条 4 項 2 号。受給権者による生計維持の状態がやんだ場合は、加給年金額は減額される（加算されなくなる）。

【問7】 解答 B

- A × 法 12 条 5 号、平 24 法附則 17 条 1 項、平 29 保保発 0317 第 2 号。X は、地方公共団体の事業所に使用され、週の所定労働時間等の要件を満たしているため、被保険者となる。
- B ○ 昭 24.7.28 保発 74 号。設問のとおり。
- C × 法 12 条 5 号、平 28 保保発 0513 第 1 号。Z は、4 分の 3 基準を満たしているため、被保険者となる。
- D × 法 7 条。任意適用事業所の認可があったものとみなされるため、任意適用の申請をしなくても、引き続き適用事業所となる。
- E × 法 6 条 1 項・3 項。設問の個人事業所が適用事業所となるためには、任意適用の申請をしなければならない。宿泊業は、非適用業種に該当する。

【問8】 解答 E

- A × 法 46 条 1 項等。標準報酬月額や標準賞与額が変更されたときは、総報酬月額相当額

は変更される。

- B × 法 46 条 1 項。適用事業所に使用される 70 歳以上の者であっても、適用除外事由に該当しなければ、在職老齢年金の仕組みが適用される。
- C × 法 46 条 1 項、昭 60 法附則 62 条 1 項。経過的加算額も支給停止の対象とならない。
- D × 法附則 11 条の 6 第 1 項。全額支給停止となるのではなく、最大で、標準報酬月額に 100 分の 6 を乗じて得た額に相当する部分の支給が停止となる。
- E ○ 法 46 条 3 項。設問のとおり。

【問9】 解答 B

- A ○ 法 43 条 1 項。設問のとおり。
- B × 法 43 条 2 項。基準日は、「7 月 1 日」ではなく、「9 月 1 日」である。
- C ○ 法 92 条 1 項。設問のとおり。
- D ○ 法 78 条の 28。設問のとおり。
- E ○ 法 46 条 6 項。設問のとおり。

【問10】 解答 E

- A × 法 6 条 1 項 2 号。設問の事業所は、法人化した場合、適用事業所（強制適用事業所）となる。したがって、任意適用事業所の認可を受ける必要はない。
- B × 法 12 条 1 号口。設問の者は、適用除外に該当し、被保険者とならない。
- C × 法 59 条 1 項、62 条 1 項。設問前半の妻に、中高齢寡婦加算は支給されない。つまり、妻に対する遺族厚生年金の額に中高齢寡婦加算は行われない。
- D × 法 51 条。「障害認定日の属する月の前月まで」ではなく、「障害認定日の属する月まで」である。
- E ○ 法 37 条 5 項。設問のとおり。



■ 国民年金法 ■

【問1】 解答 B

- A × 法 109 条の 2 の 2 第 1 項。「保険料の納付に関する事務」を行うことはできない。
- B ○ 法附則 7 条の 5 第 1 項。設問のとおり。
- C × 則 6 条の 3 第 1 項、昭 61.4.1 庁保発 17 号。「種別変更の届出」ではなく、「種別確認の届出」である。
- D × 則 7 条 1 項、8 条 1 項。厚生労働大臣が機構保存本人確認情報の提供を受けられる者については、氏名及び住所を変更したときに、届書を提出する必要はない。
- E × 則 23 条 1 項。「6 か月以上」ではなく、「1 か月以上」である。

【問2】 解答 D

- ア ○ 法 114 条 2 号。設問のとおり。
- イ ○ 法 113 条の 4 第 1 号。設問のとおり。
- ウ × 法 112 条 2 号。「30 万円以下の罰金」ではなく、「6 ヶ月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金」に処せられる。
- エ ○ 法 113 条の 2 第 2 号。設問のとおり。
- オ × 法 111 条の 2。「50 万円以下の罰金」ではなく、「1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金」に処せられる。

以上から、誤っているものの組合せは、D（ウとオ）である。

【問3】 解答 D

- A ○ 法 20 条 1 項。設問のとおり。
- B ○ 法 49 条 1 項。設問のとおり。寡婦年金の受給権は、要件を満たせば、60 歳未満の妻にも発生する。
- C ○ 法附則 9 条の 3 の 2 第 1 項 3 号。設問のとおり。
- D × 法 72 条 2 号。設問の場合の年金給付については、「支払を一時差し止める」のではなく、「その額の全部又は一部につき、その支給を停止する」ことができる。
- E ○ 法 20 条 1 項、47 条。設問のとおり。

【問4】 解答 E

- A × 法 27 条 4 号。「4 分の 1 に相当する月数」ではなく、「4 分の 3 に相当する月数」である。
- B × 法 36 条の 2 第 1 項 4 号。「事後重症による障害基礎年金」については、受給権者が日本国内に住所を有しないときであっても、その支給は停止されない。
- C × 参考：法 87 条の 2。設問のような規定はない。付加保険料を納期限までに納付しなかったときであっても、保険料徴収権の消滅時効にかからない 2 年分は、後からさかのぼって納付することができる。

- D × 参考：法 41 条～42 条。遺族基礎年金について、設問のような支給停止（いわゆる若年停止）の取扱いはない。
- E ○ 法 109 条の 4 第 1 項 4 号。設問のとおり。

【問5】 解答 C

- A × 法 32 条 2 項。設問の場合は、その期間、従前の障害基礎年金を支給する。前後の障害を併合した障害の程度による障害基礎年金を支給するのではない。
- B × 法 33 条の 2。障害基礎年金には、配偶者に係る加算はない。
- C ○ 法 37 条 4 号、法附則 9 条 1 項。設問のとおり。遺族基礎年金の長期要件（いわゆる 25 年要件）については、合算対象期間を含めることができる。
- D × 法 109 条の 5 第 5 項～7 項。設問後半の国税庁長官の権限の委任に関する記述が誤りである。国税庁長官は、その権限の「全部又は一部を納付義務者の居住地を管轄する国税局長に委任することができる」。なお、国税局長は、委任された権限の全部又は一部を納付義務者の居住地を管轄する税務署長に委任することができる。
- E × 法 7 条 1 項 2 号・3 号、8 条 1 号。第 3 号被保険者の資格を取得するのは、当該被扶養配偶者自身が 20 歳に達したときである。当該被保険者（厚生年金保険の被保険者＝国民年金の第 2 号被保険者）が 20 歳に達したときではない。

【問6】 解答 E

- A ○ 法 37 条の 2 第 1 項 2 号、40 条 3 項 2 号～4 号。設問のとおり。
- B ○ 法附則 7 条の 3 第 1 項～3 項。設問のとおり。
- C ○ 平 16 法附則 21 条 1 項・2 項。設問のとおり。
- D ○ 昭 60 法附則 34 条 1 項 1 号。設問のとおり。なお、設問中のカッコ内にある「同法第 52 条の 4 第 1 項に定める額」とは、死亡一時金の基本的な額のことであり、これを除いた加算部分（付加保険料納付済期間が 3 年以上である者についての 8,500 円の加算部分）について、4 分の 1 に相当する額の国庫負担がある。
- E × 法附則 5 条 6 項 1 号・7 項。「その日」ではなく、「その日の翌日」に任意加入被保険者資格を喪失する。

【問7】 解答 A

- A ○ 法 9 条 5 号、法附則 4 条。設問のとおり。
- B × 法 137 条の 19 第 2 項・3 項。「400 円」ではなく、「200 円」に当該解散した基金に係る加入員期間の月数を乗じて得た額である。
- C × 則 36 条の 5、平 21.12.28 厚労告 520 号。「受給権者の誕生日の属する月の末日まで」ではなく、「9 月 30 日まで」である。
- D × 法 92 条の 4 第 1 項・2 項。設問の納付受託者は、「政府」に対して当該保険料の納付の責めに任ずる。「厚生労働大臣」に対してではない。なお、設問後半の厚生労働大臣に報告しなければならない旨の記述は、正しい。
- E × 法附則 9 条の 2 第 5 項。支給されない。寡婦年金の受給権は、受給権者が繰上げ支給による老齢基礎年金の受給権を取得したときは、消滅する。

【問8】 解答 E

- A × 法 27 条、昭 60 法附則 8 条 4 項。当該被保険者期間は、保険料納付済期間として算入されず、老齢基礎年金の額に反映されない。当該被保険者期間（第 2 号被保険者としての期間のうち、20 歳前の期間）は、合算対象期間に算入されるためである。
- B × 法 27 条 8 号、90 条の 3 第 1 項、平 16 法附則 19 条 1 項・2 項・4 項、平 26 法附則 14 条 1 項・3 項。設問後半の学生納付特例の期間についても、保険料が追納されなければ、老齢基礎年金の額に反映されない。
- C × 法 94 条の 3 第 2 項、令 11 条の 3。「保険料全額免除期間」は考慮されない。基礎年金拠出金の額の算定基礎となる第 1 号被保険者数は、保険料納付済期間、保険料 4 分の 1 免除期間、保険料半額免除期間及び保険料 4 分の 3 免除期間を有する者の総数とされている。
- D × 法 5 条 1 項、7 条 1 項 2 号、27 条、昭 60 法附則 8 条 4 項。満額とならない。設問の者は、23 歳から 65 歳までの 42 年間、国民年金の第 2 号被保険者となるが、当該第 2 号被保険者としての期間のうち、保険料納付済期間に算入されるのは、23 歳から 60 歳までの 37 年間のみである。したがって、保険料納付済期間が 480 カ月（40 年間）に満たないため、老齢基礎年金の額は満額とならない。
- E ○ 法 9 条 1 号・3 号。設問のとおり。

【問9】 解答 D

- A × 昭 60 法附則 14 条 1 項。「受給権者の老齢基礎年金の額」ではなく、「224,700 円に改定率を乗じて得た額」に受給権者の生年月日に応じて政令で定められた率を乗じる。
- B × 法 44 条。「400 円」ではなく、「200 円」に 60 月を乗じて得た額である。
- C × 法 19 条 1 項、52 条の 3 第 1 項。同じではない。未支給の年金の支給を請求できる遺族の範囲の方が、「3 親等内の親族（のすべて）」を含む点で、死亡一時金を受けることができる遺族の範囲よりも広い。それぞれの遺族の範囲は、次のとおりである。
- ・未支給の年金……受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の 3 親等内の親族
 - ・死亡一時金……死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹
- D ○ 法 89 条 1 項。設問のとおり。
- E × 法 129 条 1 項。支給の開始は、老齢基礎年金の受給権を取得した時点に限られない。少なくとも、老齢基礎年金の受給権を取得したときに、支給されるものであればよい。つまり、国民年金基金が支給する年金の支給開始時期が、老齢基礎年金の支給開始時期と同じであるか、又はそれよりも早ければよい。

【問10】 解答 B

- A ○ 法 39 条 3 項 6 号、40 条 2 項。設問のとおり。唯一の子が減額改定事由に該当する

ため、夫の有する遺族基礎年金の受給権は消滅する。

- B × 法 37 条 4 号。支給される。設問の場合は、長期要件に該当するため、保険料納付要件は問われない。
- C ○ 法 30 条 1 項。設問のとおり。
- D ○ 法 27 条、33 条の 2。設問のとおり。
- E ○ 法 88 条。設問のとおり。

